

スタートアップ・エコシステム 東京コンソーシアム規約

第1章 総則

(名称)

第1条

本コンソーシアムは、「スタートアップ・エコシステム 東京コンソーシアム」と称する。

(目的)

第2条

本コンソーシアムは、東京にスタートアップ・エコシステムのグローバル拠点都市としての地位を確立させることで、国際競争力の強化、スタートアップの創出や成長、ひいては東京の経済の持続的な発展を実現し、また、スタートアップ・エコシステムによるイノベーションを社会に実装し、地域に還元する活動を推進することを目的とする。

(取組)

第3条

本コンソーシアムは、前条の目的を達成するため、次に掲げる取組を行う。

- (1) 東京におけるスタートアップ・エコシステムの形成促進
- (2) 産学官によるスタートアップの創出や成長促進
- (3) その他本コンソーシアムの目的を達成するために必要な取組

第2章 役員及び会員

(役員)

第4条

本コンソーシアムに、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 理事 5名以上

- 2 会長は、東京都副知事の職にある者を以って充て、コンソーシアムを代表し会務を総括する。また、理事会の会議の議長を務めることとする。
- 3 会長に事故があるときは、会長が指名する者が職務を代理する。
- 4 理事は、第9条に定める理事会において、正会員の中から選任する。
- 5 理事は、この規約の定めに基づき、本コンソーシアムの業務を執行する。
- 6 理事の任期は2025年3月までとする。

(会 員)

第5条

本コンソーシアムに次の会員を置く。

- (1) 正会員（メンバー） 本コンソーシアムの目的及び事業に賛同して入会し、本コンソーシアムの主要な取組に関わる企業、自治体、学術研究機関その他の団体
- (2) 賛助会員（サポーター） 本コンソーシアムの目的及び事業に賛同して入会し、必要に応じて本コンソーシアムの取組に協力する意思のある企業、自治体、学術研究機関その他の団体

(入 会)

第6条

本コンソーシアムへの入会を希望する者は、別に定める入会届を事務局に提出する。

- 2 正会員については、入会にあたり、会長の承認を受けなければならない。また、正会員の入会は、理事会の報告事項とする。
- 3 理事を除く正会員は、別に定める変更届を事務局に提出し、任意に賛助会員になることができる。
- 4 賛助会員については、入会にあたり、会長の承認を受けなければならない。
- 5 賛助会員は、正会員になることを希望する場合、別に定める変更届を事務局に提出する。提出後は、正会員の入会届が提出された場合と同様の取り扱いとする。

(退 会)

第7条

会員は、別に定める退会届を事務局に提出し、任意に退会することができる。

(除 名)

第8条

会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、理事会の協議によって当該会員を除名することができる。

- (1) 本コンソーシアムの目的にふさわしくない行為を行ったとき。
- (2) 本コンソーシアムの活動を妨げるような行為を行ったとき。
- (3) その他除名すべき正当な理由があるとき。

第3章 理事会

(理事会)

第9条

本コンソーシアムを円滑に運営するために、理事会を置く。

- 2 理事会は、会長及び理事を以って構成する。
- 3 理事会の会議は、会長が必要と認めたときに招集する。

- 4 緊急に協議すべき事項又は軽微な事項について、会長は、理事に対して書面又は電子メールにより賛否を求め、これを以って理事会の協議に変えることができる。
- 5 会長が必要であると認めるときは、理事会に関係者及び有識者等を出席させ、意見・助言等を求めることができる。

第10条

理事会は、次に掲げる事項の意思決定を行う。

- (1) 本コンソーシアムの業務執行
- (2) 理事の選任
- (3) その他会長が必要と認める事項

2 前項における理事会の意思決定は、役員協議の上、会長が行うものとする。

(部 会)

第11条

本コンソーシアムの活動を円滑かつ効果的に推進するため、複数の正会員組織の集合により構成される部会を設置することができる。

- 2 部会の設置に当たっては、5名以上の正会員により、別に定める部会設置申請書を事務局に提出するものとする。部会設置申請書に基づき、会長が部会の設置を承認する。
- 3 部会には、部会長及び部会事務局を置く。

第4章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第12条

この規約は、理事会の協議によって変更することができる。

(解 散)

第13条

本コンソーシアムは、次に掲げる事由によって解散する。

- (1) 本コンソーシアムの目的である事業の成功の不能
- (2) 理事会の協議

第5章 庶 務

(事務局)

第14条

本コンソーシアムの事務を処理するため、東京都に事務局を置く。

第6章 秘密保持

(秘密保持)

第15条

役員及び会員は、本コンソーシアムの活動を通じて知り得た情報を、本コンソーシアム外の第三者に開示し、又は漏えいしてはならない。役員又は会員でなくなった後も同様とする。

第7章 雑 則

(雑 則)

第16条

この規約に定めるもののほか、本コンソーシアムの運営に関して必要な事項は会長が定める。

附 則

この規約は、2020年1月22日より施行する。

- 2 本コンソーシアムの設立準備会において、本規約を承認した者は、本コンソーシアムの設立日に理事になるものとする。